

平成32年(2020年)4月1日開始

「違反対象物の公表制度」

重大な
消防法令違反は
公表します！



違反対象物公表制度とは？

ホテル、飲食店、映画館などの不特定多数の方が利用される建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用される建物のうち、立入検査によって重大な消防法令違反(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が未設置)のある建物を確認した場合に、これらの建物の情報を尾道市のホームページ等において公表する制度のことです。

公表までの流れ

違反対象物情報は尾道市ホームページ等で公表されます。



公表の対象となる建物は？



飲食店、百貨店、宿泊施設などの不特定多数の方が利用する建物や病院、社会福祉施設などの避難が困難な方が利用する建物です。

公表の対象となる違反は？

消防法令により建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものです。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

公表の内容は？

以下の4項目について公表します。

- ①「建物の名称」
- ②「所在地」
- ③「公表該当違反の内容」
- ④「その他必要事項」

違反公表対象物一覧

〇〇ビル 尾道市〇〇番地
自動火災報知設備未設置
屋内消火栓設備未設置

公表の方法は？

- ① 尾道市ホームページの消防ページ内に掲載
- ② 尾道市消防局、違反を有する建物を管轄する消防署等の閲覧用ファイルによる閲覧

関係者の方々へ

あなたが所有(管理、占有)する建物で次のようなことを行う場合、新たに消防用設備等の設置が必要となることがありますので、事前にお近くの消防署等までご相談ください。

- 飲食店、物品販売店、福祉施設などの新規入居
- 増築、改築、隣接建物との接続工事
- 窓や扉などの開口部の閉鎖工事



★お問い合わせ先★

尾道市消防局予防課(査察指導係)	0848-55-9123(直通)
尾道消防署(予防査察係)	0848-55-9124(直通)
尾道西消防署(予防査察係)	0848-22-0119(代表)
因島消防署(予防査察係)	0845-24-0119(代表)